

申請から交付の流れ

創業者

STEP 1

- ① 伊丹市創業支援等事業計画に基づく受講証明書受領
 - ② 事業計画を策定し、伊丹商工会議所で内容確認を受ける。
 - ③ 伊丹市内で創業
 - ④ 税務署へ開業届又は法人設立届を提出
- ①～④の順序は問いません

上記①～④完了後、※開業届に記載している開業日もしくは法人設立届に記載の設立年月日(以下、開業日又は設立日と記載)から1年以内に市へ事業計画認定申請を行うこと

認定申請

※ 市より事業計画の認定が下りた時点で、補助金申請枠を確保致します。
認定者が多数となり、予算の上限に達する場合がありますので、申請を検討される場合は事前にご相談の上、創業後、速やかに上記の事業計画認定申請手続きをすすめてください。

市

STEP 2

審査後、事業計画認定
※認定順に補助金申請枠の確保を行います。

交付申請(第1期)

創業者

STEP 3

開業日又は設立日の属する年度の3月31日までに、市へ第1期目の補助金を申請

市

STEP 4

申請者へ第1期目の補助金を交付

交付申請(第2期)

創業者

STEP 5

※第1期目で補助上限額に達していなかった場合

開業日又は設立日の属する年度の翌年度の3月31日までに、市へ第2期目の補助金を申請

市

STEP 6

申請者へ第2期目の補助金を交付

【お問い合わせ】

伊丹市 都市活力部 産業振興室 商工労働課
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
[市役所庁舎4階]
TEL 072-784-8047 FAX 072-784-8048



令和5年4月1日

令和5年度

創業支援補助金事業

ご案内

※申請者(事業計画認定者)多数により、予算の上限に達している場合がありますので、申請を検討の際は、事前にご相談ください。

補助対象者

以下の要件のすべてに該当する方が対象です。

- ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- ② 伊丹市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業を受講し、伊丹市から証明書の発行を受けた者
- ③ 令和5年4月1日以降に伊丹市内で創業した者(原則として初めて開業届若しくは法人設立届を行った者)であって、創業(開業届記載の開業日又は法人設立日)から1年を経過していない者
※第2期目申請者を除く
- ④ 開業届又は法人設立届の「本店又は主たる事務所の所在地」、「納税地」に伊丹市を指定している者
- ⑤ 創業後3年以上、事業継続する意思のある者

補助対象外

以下の要件のいずれかに該当する方は対象外です。

- ① 会社法上の会社に該当しない者(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人(会社法上の会社又は有限会社を除く)、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)、有限責任事業組合(LLP))
- ② みなし大企業
- ③ フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づき事業を行う者
- ④ 風営法第2条の規定に基づく許可又は届出を要する事業を行う者
- ⑤ 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- ⑥ 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- ⑦ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者
- ⑧ 市税に滞納があるもの
- ⑨ 創業後6カ月以内に事業を中止した者

伊丹市

補助対象経費

補助対象経費は下表のとおりです。

経費	詳細
事業所等の賃料 (管理費・共益費含む)	・開業届記載の開業日又は法人設立日の翌月から最大 12 カ月分の店舗・事務所等の賃料が対象(市内に限る) ・コワーキングスペースの基本利用料も対象 ・住居は対象外 ・光熱水費・看板代・ゴミ処理代などは対象外 ・1 カ月の内 15 日以上休業した月の賃料等は対象外 ・創業事業所から移転した場合、移転先の賃料等は対象外
土地・家屋購入費	住居は対象外
内外装工事費	創業にあたって、伊丹市内の事業者が施工した工事のみ対象
設備・備品購入費	・耐用年数 1 年以上かつ取得金額 10 万円以上(税込)のものが対象 ・創業準備期間～創業(開業届記載の開業日又は法人設立日)の 1 年後までの間に購入した経費が対象

※補助額の算定過程においては公租公課、消費税等相当額を除いた経費を対象とします。

※申請者の3親等以内の親族又は申請者設立法人の役員から賃借・購入した経費は対象外とします。

補助金の加算

下表に該当する場合は、補助金を加算します。(複数要件に該当しても最大 10 万円までの加算)

要件	詳細
申請者本人が 市外から市内へ転入	創業準備期間～創業(開業届記載の開業日又は法人設立日)の 1 年後までの間に、創業のために市外から市内へ転入
市民を新規雇用	正規雇用 ※期間の定めのない労働契約により雇用 ・創業準備期間中又は創業後に雇用していること ・市内に居住する者であること ・雇用保険被保険者であること
	非正規雇用 ※期間の定めのある労働契約により雇用 ・開業届記載の開業日又は法人設立日～1 年後までの間に 6 カ月以上継続雇用していること

補助率・補助上限額

補助率・補助上限額は下表のとおりです。

補助率	補助上限額
補助対象経費× 1/2 (1 円未満切り捨て)	最大 50 万円
定額加算	転入の場合 10 万円
	新規正規雇用の場合 10 万円
	新規非正規雇用の場合 5 万円

最大 **60 万円**

交付申請時期

申請前に事業計画の認定がおりていること(裏面 STEP2 まで終えていること)が必要です。

経費等	第 1 期目申請(裏面 STEP3 参照) (創業日の属する年度内)	第 2 期目申請(裏面 STEP5 参照) (創業日の属する年度の翌年度内)
事業所等の賃料 (管理費・共益費含む)	創業日(開業届記載の開業日又は法人設立日)の翌月から 3 月までの月数分	12 カ月分 - 左記月数分
土地・家屋購入費	取得日の属する年度内	
内外装工事費	費用を支払った日の属する年度内	
設備・備品購入費	費用を支払った日の属する年度内	
申請者本人が 市外から市内へ転入	転入日の属する年度内 ※創業前に転入した場合は、創業日(開業届記載の開業日又は法人設立日)の属する年度内	
市民を正規雇用	創業日(開業届記載の開業日又は法人設立日)～創業の 1 年後までの	
市民を非正規雇用	期間内において雇用期間が 6 カ月経過した日の属する年度内	

※第1期目の交付時に補助上限額に達した場合は、第2期目の申請は不要

提出書類

申請様式は市 HP からダウンロードして下さい。

* 事業計画認定申請 *

- ① (様式第 1 号)事業計画認定申請書
- ② (別紙1)事業計画書
- ③ (別紙2)伊丹商工会議所が作成した事業計画確認書の写し
- ④ 開業届又は法人設立届の写し
- ⑤ 営業許可書の写し(提出が間に合わない場合は、補助金交付申請時の提出も可)
- ⑥ 市税の納税証明書(滞納無し証明)

* 補助金交付申請 *

- ① (様式第 5 号)創業支援補助金交付申請書
- ② 補助対象経費を証する書類の写し(賃貸契約書、不動産売買契約書、その他領収書等)
- ③ 営業許可書の写し(事業計画認定申請時に未提出の場合)
- ④ 【加算分/転入の場合】申請者の住民票の写し(旧住所・新住所確認用)
- ⑤ 【加算分/市民新規雇用の場合】雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(雇用保険確認用)
- ⑥ 【加算分/市民新規雇用の場合】雇用契約書の写し(雇用形態確認用)
- ⑦ 【加算分/市民新規雇用の場合】賃金台帳の写し(雇用継続期間確認用)
- ⑧ 【加算分/市民新規雇用の場合】新規雇用者の住民票の写し(市内居住確認用)

※なお、申請書類一式提出後、市より補助金の交付決定がなされたのちに、

『(様式第 8 号)創業支援補助金交付請求書』を本市に対して提出し、振込申請を行う必要があります。